

埋蔵文化財発掘調査受託者の資格基準審査表

資格基準審査点数配分表及び資格基準適合点数

区 分		資格及び実務経験		点 数	審査記号	
1	(1)	組織	埋蔵文化財発掘調査等の業務を実施することができる組織（体制）であること		100	A
	(2)	器材	埋蔵文化財発掘調査等の業務を実施することができる器材を有していること		100	B
2	(1)	主任調査員	資 格	大卒以上、考古（史学）専攻 または、文化財行政職 5 年以上	100	C
			実務経験	60 月以上かつ報告書執筆		
	(2)	調査員	資 格	大卒以上、考古（史学）専攻 または、文化財行政職 5 年以上	100	D
			実務経験	36 月以上かつ報告書執筆		
	(3)	補助調査員	資 格	大卒以上、考古（史学）専攻	75	E
			実務経験	24 月以上		
その他の者			実務経験 36 月以上かつ報告書執筆 または報告書作成業務に従事	50	F	
適合点数				450		

- ※1 点数計算は加点方式とする。
- ※2 区分1については調査実績等を総合的に勘案し審査する。
- ※3 区分2は(1)(2)(3)ごとに有資格者を1名以上有し、かつ区分2の合計が250点以上に適合していること。
- ※4 区分2は区分ごとの人数が複数人数の場合でも、1人分として配分し、下位の資格者は、上位の資格者のなかから充てることができる。
- ※5 区分2の「主任調査員」等の名称は、各社で自称している場合があるので、資格基準により個別に判断する。
- ※6 区分1、2の合計450点以上を資格基準適合とする。